

。通商産業省告示第七百四十二号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第五第十四号及び第十五号の規定に基づき、これらの号に規定する経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物を次のように定め、平成十三年一月六日から施行する。

なお、昭和六十二年通商産業省告示第四百八十七号（輸出貿易管理令別表第二第十四号及び第十五号に規定に基づき、これらの号に規定する通商産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物および無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物を定める等の件）は平成十三年一月五日限り、廃止する。

平成十二年十二月十八日

通商産業大臣 平沼 赳夫

【最終改正】平成二十二年四月九日経済産業省告示第九十一号

一 無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物であつて、次に掲げるもの（北朝鮮を仕向地とする貨物並びに4の項に規定する貨物のうち輸出貿易管理令別表第二の二一の二の項及び三五の二の項の中欄に掲げる貨物であつて同項の下欄に掲げる地域を仕向地とするものを除く。）

1 本邦から輸出された貨物であつて、本邦において修理された後再輸出されるもの

2 本邦において映画を撮影するために入国した映画製作者が輸入した映画撮影用の機械及び器具

3 輸出する貨物の部分品又は附属品として、輸出する貨物に簡単な取付け若しくははり付けをし又は輸出する貨物とともに封入して輸出するために輸入した貨物

4 本邦において開催された博覧会、展示会、見本市、映画祭その他これらに類するもの（第一号5に掲げるものを除く。）に外国から出品された貨物であつて、当該博覧会等の終了後返送されるもの

5 保税展示場で開催された国際博覧会、国際見本市その他これらに類するものの運営又はこれらの施設の建設、維持若しくは撤去のために必要な貨物であつて、当該国際博覧会等の終了後返送されるもの

6 物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）第一条dに規定するATACルネ（以下「通関手帳」という。）により輸入された貨物であつて、通関手帳により輸出されるもの

二 無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物であつて、次に掲げるもの（１、２及び６の項に規定する貨物であつて北朝鮮を仕向地とするものを除く。）

１ オリンピック競技大会、オリンピック冬季大会、アジア競技大会及びユニバシアード大会に参加するために出国する選手、選手団の役員その他の当該運動競技会関係者が携帯し、又は別送して当該運動競技会の用に供するために輸出する貨物

２ 通関手帳により輸入すべきものとして通関手帳により輸出されるもの

３ 国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）に基づき派遣される国際緊急援助隊が国際緊急援助活動の用に供するために輸出する貨物であつて、当該援助活動の終了後本邦に輸入すべきもの

４ 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）に基づき派遣される国際平和協力隊、海上保安庁の船舶又は航空機の乗組員たる海上保安庁の職員及び自衛隊の部隊等（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第八条に規定する部隊等をいう。）が国際平和協力業務の用

に供するために輸出する貨物であつて、当該業務の終了後本邦に輸入すべきもの

5 原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約に基づく援助の用に供するために援助を要請する締約国に輸出される資材又は機材であつて、当該援助の終了後本邦に輸入すべきもの

6 貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第三号に該当する技術協力であつて国際協力機構が派遣する専門家が行うものの用に供するために輸出される貨物であつて、当該技術協力の終了後本邦に輸入すべきもの

## 附 則

この告示による改正後の第一号（北朝鮮を仕向地とする貨物に限る。）及び第二号（北朝鮮を仕向地とする貨物に限る。）の規定は、平成二十三年四月十三日限り、その効力を失う。